

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：南部町長、南部町議会議長、南部町選挙管理委員会、
南部町代表監査委員、南部町農業委員会、南部町教育委員会

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.9%
全職員	85.9%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	95.2%
本庁課長補佐相当職	97.6%
本庁係長相当職	100.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.6%
31～35年	91.5%
26～30年	100.5%
21～25年	96.6%
16～20年	108.9%
11～15年	96.2%
6～10年	106.9%
1～5年	104.4%

【説明欄】

- ・医療職給料表（一）の適用を受ける職員については、給与水準が高いため集計の対象外としている。
- ・扶養手当について、世帯主である男性職員に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は69.5%である。
- ・2(1)役職段階別差異において、本庁部局長・次長相当職に該当する役職がないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。